

令和2年3月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油ストーブ（開放式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件、石油ストーブ（開放式）2件）

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 16件
（うち温水式浴室換気乾燥暖房機1件、エアコン（室外機）1件、
電動アシスト自転車1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
リチウム電池内蔵充電器2件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件、除湿乾燥機1件、
エアコン1件、電子レンジ1件、延長コード1件、ベッドフレーム1件、
装飾用電灯器具（LEDイルミネーションライト）1件、
ポータブルDVDプレーヤー1件、温水洗浄便座1件、
ACアダプター（スマートフォン用）1件）

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社コロナが製造した石油ストーブ（開放式）について
(管理番号：A201901190)

①事故事象について

株式会社コロナ（法人番号：5110001014116）が製造した石油ストーブ（開放式）の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検）について

同社は、当該製品を含む2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ（開放式）及び石油温風暖房機（石油ファンヒーター）（下記③）に付属する給油タンク（よごれま栓タンク）について、長期間の使用による給油口の変形などの要因により、給油口がロックされたと使用者が誤認する「半ロック状態」になる事象が発生する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）9月17日にプレスリリース及びウェブサイトへ情報を掲載し、翌18日に新聞社告を行うとともに、販売店の店頭及び消費者へのアフターサービス訪問時におけるチラシ配布、テレビCM等により、石油ストーブ等に付属する給油タンク（よごれま栓タンク）使用時の注意喚起を行い、無償点検を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201901190）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、型式、製造台数、製造年

- ・製品名：石油ストーブ等に付属の給油タンク（よごれま栓タンク）
- ・型式：2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ等で、下表に示す型式に該当するもの
- ・製造台数：石油ストーブ 2,090,000 台
石油ファンヒーター 4,270,000 台
計 6,360,000 台

1) 石油ストーブ（開放式）

製造年	型 式			
1987	SX-1800DX	SX-2200DX		
1988	SX-1800	SX-2200	SX-1800DXA	SX-2200DXA
1989	SX-1810	SX-2210	SX-3000	
1990	SX-1820	SX-2220	SX-3020	
1991	SX-1840	SX-2240	SX-3040	
1992	SX-1850	SX-2250	SX-2250X	SX-3050
1993	SX-1860	SX-2260	SX-3060	
1994	SX-1870	SX-2270	SX-3060	
1995	SX-1880Y	SX-2280Y	SX-3080Y	
1996	SX-1800Y	SX-2200Y	SX-3080Y	NX-22Y
	RX-D18Y			
1997	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-B35Y	SX-B27WY
	NX-26Y	RX-B21Y	RX-B26Y	

1998	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-C210Y	SX-C260Y
	NX-26Y	SX-B35Y	SX-B27WY	
1999	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-C210Y	SX-C260Y
	NX-26Y	SX-B35Y	SX-D27WY	
2000	SX-E210Y	SX-E260Y	SX-E21Y	SX-E26Y
	SX-B35YA	SX-D27WYA	NX-26YA	KM-D27WY

2) 石油ファンヒーター

製造年	型 式			
1993	FH-3360AYL			
1994	FH-2570Y	FH-3270Y	FH-3370AYL	GT-2570Y
	GT-3270Y	FK-F250	FK-F320	KH-A25Y
	KH-A32Y	KH-3207Y		
1995	FH-2580Y	FH-3280Y	FH-5580Y	FH-2580AY
	FH-3380AY	NH-2580Y	NH-3280Y	GT-2580Y
	GT-3280Y	KH-B25Y	KH-B32Y	FK-G250
	FK-G320	AH-3280Y		
1996	FH-A30Y	FH-A37Y	FH-A47Y	FH-A60Y
	FH-A30AY	FH-A37AY	NH-A30Y	NH-A37Y
	GT-A30Y	GT-A37Y	GT-A30YJ	KH-A30WS
	KH-A37WS	KH-C30Y	KH-C37Y	FK-H30
	FK-H37			
1997	FH-B30AY	FH-B37AY	FH-B30BY	FH-B40BY
	FH-B50BY	FH-B62Y	NH-B30BY	NH-B40BY
	GT-B30BY	GT-B40BY	KH-B30WS	KH-B40WS
	KH-D30BY	KH-D40BY	FK-J30	FK-J40
1998	FH-C320BY	FH-C430BY	FH-C530BY	GT-C30Y
	GT-C32BY	GT-C53BY	FK-K32	FK-K53
	KCF-A300			
1999	FH-D320BY	FH-D430BY	FH-D530BY	FH-MD30Y
	GT-D30Y	GT-D32BY	GT-D43BY	GT-D53BY
	GT-EG30Y	GT-KS30Y	FK-L30	FK-L32
	FK-L43	FK-L53		
2000	FH-E62Y	FH-EX32BY	FH-EX43BY	FH-EX53BY
	FH-ES32BY	GT-E30Y	KM-30Y	KS-E30Y
	FK-M30	FK-M32	FK-M43	FK-M53
	FJ-V30Y			

2008年（平成20年）9月17日からリコール（無償点検）を実施
改修率：2.2%（2020年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

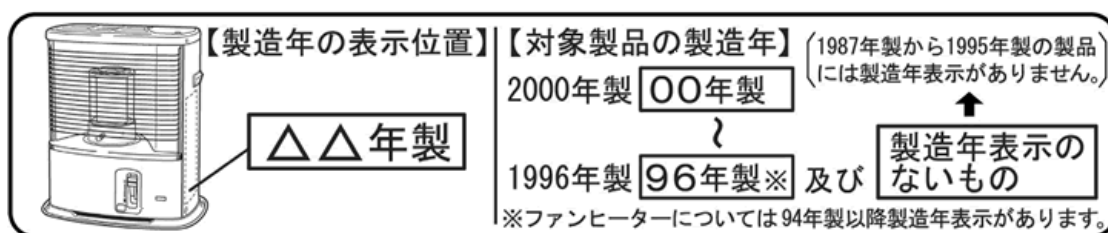
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019 年度	2	—	2014 年度	2	火災
2018 年度	2	火災	2013 年度	1	火災
2017 年度	0	—	2012 年度	1	火災
2016 年度	0	—	2011 年度	0	—
2015 年度	1	火災	2010 年度	1 1	火災 火災・軽傷

※当該事故（管理番号：A201901190）は含まない。

<対象製品の確認方法>

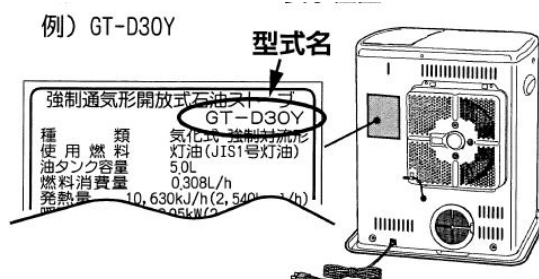
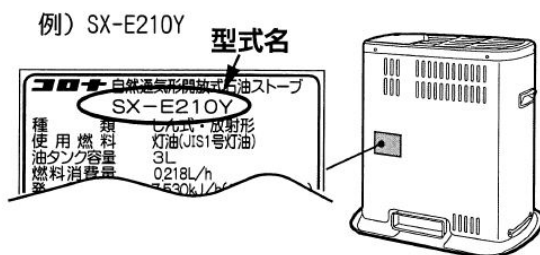
○製造年



○型式

(石油ストーブ(開放式)の表示位置)

(石油ファンヒーターの表示位置)







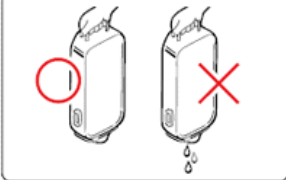


④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

また、事業者による点検を受けられるまでの間は、下図に従い給油口蓋が確実にロックされていることを御確認ください。

当該製品に限らず、石油ストーブ等に給油する際には、石油ストーブ等を必ず消火した上で、給油後は、給油タンクの蓋を確実に締め、蓋が締まっていることを確認してから石油ストーブ等に戻すよう、正しい給油方法に従って安全に給油を行ってください。

 警告	 給油時消火	 危険	 ガソリン厳禁
●給油は、必ず消火し、火が消えたことを確かめてからおこなってください。火災のおそれがあります。		●必ず灯油をご使用ください ●ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。火災の原因になります。	
 警告	 油もれ危険		
●給油後、油タンクの給油口を確実にロックし、開かないことを確認してください。	●給油後は、給油口を下にして油もれないことを確認してからストーブにセットしてください。		
①確実にロック 「パチン」と音が強く押す するまで強く押す	②ロックの確認 持ち上げて確認 給油口をしめたあと、先端を指で持ち上げ、開かないことを確認してください。	③油もれの確認 	

【問合せ先】

株式会社コロナ お客様相談窓口

電話番号：0120(623)238

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.corona.co.jp/report/oshirase.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901189	令和2年2月18日	令和2年3月2日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-91WCR-L	株式会社パロマ	火災	当該製品及び建物を全焼、2棟を部分焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201901190	令和元年12月1日	令和2年3月2日	石油ストーブ(開放式)	SX-2260	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福島県	製造から25年以上経過した製品 令和元年12月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月27日 平成20年9月17日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:2.2%
A201901194	令和2年2月16日	令和2年3月3日	石油ストーブ(開放式)	RCA-37	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901184	令和2年1月29日	令和2年3月2日	温水式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品 令和2年2月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月20日
A201901185	令和2年2月18日	令和2年3月2日	エアコン(室外機)	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品 令和2年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901186	令和元年12月25日	令和2年3月2日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月20日
A201901187	令和2年2月11日	令和2年3月2日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201901188	令和2年2月10日	令和2年3月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	公共施設で当該製品をリュックサックに入れていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和2年2月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201901191	令和2年2月24日	令和2年3月3日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A201901192	令和2年2月16日	令和2年3月3日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901193	令和2年1月22日	令和2年3月3日	エアコン	火災	当該製品及び建物2棟を全焼、1棟を部分焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月20日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901195	令和2年2月17日	令和2年3月3日	電子レンジ	火災	店舗で当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
A201901196	令和2年1月20日	令和2年3月3日	延長コード	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201901197	平成30年12月13日	令和2年3月3日	ベッドフレーム	重傷1名	当該製品の床板を持ち上げようとしたところ、当該製品と床板の間に右足が挟まり、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月21日
A201901198	令和2年1月25日	令和2年3月3日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月26日
A201901199	令和2年2月18日	令和2年3月3日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	店舗で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	令和2年2月28日に 消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901200	令和2年2月3日	令和2年3月3日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201901201	令和2年2月20日	令和2年3月4日	温水洗浄便座	火災	遊技施設で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A201901202	令和2年2月19日	令和2年3月4日	ACアダプター(スマートフォン用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年3月5日に 消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし